平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

３Ｒ普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務企画提案仕様書

　本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）が企画提案を募集する「平成30年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会３Ｒ普及促進事業に係る広報・啓発物作成業務」に関する事項について定める。

１　目的

当事業は、委託者の取組である「もっと！食べきりげんまんプロジェクト」について、日本国内全体で年間約646万トン発生していると推計(平成27年度農林水産省)されている食品ロスを削減するために、小学生を主な対象とした啓発リーフレットを作成することにより、学校給食及び家庭における「食べきり」の促進を図り、飲食店等での「食べきり」を呼び掛ける多言語ポスターを作成することにより、外食産業における食品ロス削減を図ることで、３Ｒのうち発生抑制「リデュース」を推進することを目的として実施するものである。

２　事業の対象

　九都県市域内（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市を範囲とする。）に居住する小学生を中心とした域内住民、および外国人住民

３　契約期間

　　契約締結日から平成30年10月31日（水）まで

　　ただし、「４　事業概要」に定めるリーフレット及びポスターについては、平成30年９月28日（金）までに納品すること。

４　事業概要

　⑴　啓発用リーフレットの作成

　　・委託者ウェブサイトに掲載のマンガ「食品ロスについて　１～３話」を、域内小学生を対象とした出前講座等で活用できるようリーフレット化する。

　　・小学生の興味関心に繋がるよう、表紙については新規のデザインを作成する。

　⑵　啓発用ポスターの作成

　　・「食べきり」をテーマとした通年利用可能なポスターの作成、掲示により食品ロス削減の普及啓発を図る。

・九都県市域内公共施設のほか協力事業者（外食産業）店舗での掲示を行うため、広く「食べきり」の普及に繋がるようなデザインを新規で作成する。

５　業務内容

　上記「１　目的」及び「４　事業概要」を十分に踏まえ、委託者の指示に基づき、以下の業務を行う。なお、リーフレットおよびポスターの作成予定数は概数（目安）であり、最終的な数量等については委託者の指示によるものとする。

　　⑴　啓発用リーフレットの作成に関すること

　　　ア　リーフレットの仕様について

　　　　・用紙サイズはA5判、ページ数は表紙・裏表紙を含め12ページ以上とする。両面カラー印刷（4C×4C）で作成すること。

　　　　・用紙は再生コート紙135kg以上のものを使用する。

　　　　・印刷部数は概算で45,000部作成とする。

　　　イ　原稿について

　　　　・リーフレット本文の原稿は、委託者のウェブサイトに掲載されているマンガ「食品ロスについて　１話～３話」を使用すること。なお、マンガ原稿の元データ(jpeg形式)は委託者より提供する。

　　　　　※参考：<https://www.re-square.jp/eco/foodloss/>

　　　　・本文については、印刷製本を行うことができる状態にまでページ制作を行う。

　　　　・リーフレットの表紙については、新規でデザインを作成する。デザインの作成にあたっては、本文の原稿に沿った内容とし、「もっと！食べきりげんまんプロジェクト」のロゴ・文字を表記すること。また、リーフレットの主たる啓発対象が九都県市域内の小学生（中学年）であることに十分留意すること。

　　　　・作成したデータは、リーフレットの納品とは別に印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データをCD-Rに格納する。

・完成した原稿は各都県市で増刷等できるよう、九都県市に権利を譲渡するものとする。

　　　ウ　納品について

　　　　・印刷、製本した45,000部を5,000部ずつ梱包し、平成30年９月28日（金）までに、委託者が指定する場所（別紙参照）に納品する。

　　　　・資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包かつ環境に配慮した納品方法を採用すること。

　　⑵　啓発用ポスターの作成に関すること

　　　ア　ポスターの仕様について

　　　　・用紙サイズはA2判、A3判、B2判の３種類かつ片面カラー印刷（4C×0C）での作成となる。

　　　　・用紙はコート紙135kg以上のものを使用する。

　　　　・印刷部数は概算でA2判210枚、A3判260枚、B2判760枚印刷とする。

　　　イ　原稿について

　　　　・ポスターに掲載する原稿については、新規でデザインを作成すること。なお、内容については、九都県市域内の住民に広く食品ロスの発生抑制を伝えることができるよう、わかりやすい内容とすること。また、「もっと！食べきりげんまんプロジェクト」のロゴ・文字および「１０月は３Ｒ推進月間です」の文字を表記すること。

　　　　・ポスターの掲示により外国人住民に対しても啓発を実施できるようにするため、ポスター内に「食品ロスの発生抑制に繋がるようなわかりやすい単語」を採用し、翻訳したうえで日本語と併記すること。なお、単語の採用に当たっては、事前に委託者の確認を受けること。

　　　　・翻訳に使用する言語は、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語とする。

　　　　・制作したデザインは、A2判、A3判、B2判での印刷に対応できるようリサイズを行うこと。

　　　　・印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、CD-R等のメディアに記録しポスターと併せて納品する。

・完成した原稿は各都県市で増刷等できるよう、九都県市に権利を譲渡するものとする。

　　　ウ　納品について

　　　　・印刷したポスターを委託者が指定する部数ずつ、平成30年９月28日（金）までに、委託者が指定する場所（別紙参照）に納品する。

　　　　・資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包かつ環境に配慮した納品方法を採用すること。

　　　　・梱包する際に、A2判、B2判の成果物については４つ折り、A3判の成果物については２つ折りにして梱包すること。

６　留意事項

　⑴　契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。

　⑵　円滑に本事業を進めるため、委託者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。

　⑶　業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。

　　　また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。

　⑷　委託者から依頼があったときは、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。

　　　また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。

　⑸　業務内容は第三者に漏えいしてはならない。委託期間終了後も同様である。

　⑹　リーフレット、ポスターのデザイン、キャッチコピー等の権利は委託者に譲渡すること。

　⑺　本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を以って処理する。

　⑻　この契約の履行に当たって、個人情報の適正な処理のために必要な措置を講じること。

７　連絡体制等

　　受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、障害が発生した時は、障害の内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

８　事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局　三角、横川

　（さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課）

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4

　電　話：048-829-1338

　ＦＡＸ：048-829-1991

E-Mail：shigen-junkan@city.saitama.lg.jp